

自由民主党政調調査会
障害者特別委員長 衛藤晟一様
厚生労働部会長 田村憲久様

財団法人全日本ろうあ連盟

東日本大震災における要望

1. 避難所にいる聴覚障害者には、他の避難者と同等に情報が提供されるようにすること。

- ・ 避難所においては、本人からの申し出を待つことなく、避難者受付のときに聴覚に障害があるかどうか確認すること。
- ・ 聴覚障害者の存在を確認したときは、避難所所在都道府県の聴覚障害者団体、聴覚障害者情報提供施設に連絡をすること。
- ・ 避難所にて音声により周知及び情報提供する場合は、必ず、文字情報および手話にて掲示、伝達すること。
- ・ 聴覚障害者は避難所にいる人たちと会話ができないため、心理的に孤立しストレスが大きくなる。手話の出来る人や筆談で会話できる人を派遣したり、配置したりするなどの心のケア対策についても十分に配慮すること。

2. 被災県外の避難所にいる聴覚障害者は、その避難所所在地自治体のコミュニケーション支援事業及び相談支援事業の対象者とする
こと。

上記の避難所における対応に加え、被災県外の避難所には下記のような対応を要望します。

- ・ 居住市町村とは違う地域（市町村外、または都道府県外）の避難所にいる場合は、その避難所がある市町村のコミュニケーション支援事業および相談支援事業の対象者とする
こと。

3. 聴覚障害者がいる避難所でテレビ視聴が可能な場合は、テレビ及び聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴンⅢ）を設置し、CS 障害者放送統一機構の聴覚障害者向け放送が視聴出来るように
すること。

- ・ テレビ視聴が可能な避難所には、地上デジタル放送受信テレビ及び聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴンⅢ）を設置し、CS 障害者放送統一機構の聴

覚障害者向け放送「目で聴くテレビ」が視聴できるようにすること。

- ・避難所には高齢者も多く、高齢者の中には、身体障害者手帳を持っていないくても、中度・軽度の聴覚障害を持ち、テレビの音声聞き取れない人がいると思われる。身体障害者手帳を持つ聴覚障害者にこだわらず、避難所には手話と字幕が必ず付く「目で聴くテレビ」が受信できるようにすること。
- ・聴覚障害者家庭に設置しているアイ・ドラゴンⅠ・Ⅱを持っていて、Ⅲに交換がまだの世帯に対し、早急に連絡をとり、Ⅲへの交換作業を進めること。

4. 災害時の聴覚障害者への情報提供等の拠点ともなる、聴覚障害者情報提供施設の設置を早急に進めること。未設置の都道府県には強く指導すること。

- ・聴覚障害者情報提供施設は、災害が起こった場合の聴覚障害者の避難所であり、救援本部として機能する役割を持つ大切な施設である。各自治体の災害対策においては、聴覚障害者情報提供施設を組み込んだ対策を講じること。

5. テレビ放送における聴覚障害者への情報・コミュニケーション保障のため、放送局に対し下記の指導及び必要な助成措置を行うこと。

- ・災害に係わるテレビ放送（ニュース、解説放送、ローカルニュース）には、手話及び字幕を付けること。
- ・CS障害者放送統一機構が行う「目で聴くテレビ」は、災害時の補完放送として重要な役割を果たしている。「目で聴くテレビ」に対する公的助成措置を行うこと。
- ・NHKの「手話ニュース」の回数・時間を増やし、聴覚障害者が十分に情報を得られるようにすること。
- ・官邸記者会見をはじめ大臣の記者会見等には手話通訳者を配置すること。また政府関係の放送をインターネットで配信する時は、必ず字幕、手話を付けること。

6. 首相官邸における記者会見時の手話通訳者は、官房長官等話し手の横に立ち、手話通訳する方法にすること。

- ・現在行われている官邸記者会見の手話通訳は話し手から離れているため、映像ではワイプ方式で映される。そのため各放送局のニュースではワイプが外され、話し手のみの映像が映されるのがほとんどである。
ニュース番組などどんな場合でも手話通訳付きで見られるよう、手話通訳者は話し手の横に並んで立って手話通訳する方法に変えること。

以上